

防府市景観百選選考委員会設置要綱

令和元年5月10日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市景観百選（以下「百選」という。）を選定するため、防府市景観百選選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- 一 百選の選考
- 二 その他、百選の選考に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、防府市景観条例第21条で規定する防府市景観審議会の委員（以下「審議会委員」という。）をもって組織する。ただし、同条第2項第2号の審議会委員は除く。

- 2 選考委員の任期は、審議会委員の任期による。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者から互選により任命する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する選考委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長の任期満了時における場合など、委員長が不在のときは、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した選考委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、助言等を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。